

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和 8 年 10 月 1 日

令和 8（2026）年 5 月 11 日（月）から同月 21 日（木）にかけて開催された第 48 回南極条約協議国会議において、環境保護に関する南極条約議定書（以下「南極条約議定書」という。）に基づき南極特別保護地区が新たに指定されるとともに、当該地区内での活動の許可条件等を定めた管理計画が策定されました。また、既存の南極特別保護地区の管理計画改定も行われました。

以上を踏まえ、環境省では、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する予定です。

ついては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和 8 年 10 月 1 日（木）から同年 10 月 30 日（金）までの期間、パブリック・コメントを実施いたします。

1. 背景

■ 南極条約議定書及び南極特別保護地区

原生的な自然環境を有する南極地域の環境を保護するため、南極条約議定書では、南極条約議定書の締約国に対し、様々な義務を定めています。特に、環境的又は科学的な価値を有する地域として指定された南極特別保護地区では、各地区で定められた管理計画に従って活動することが義務付けられています。

毎年開催される南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の新規指定並びに管理計画の新規策定及び既存計画の改定が採択された場合、通常、会議後 90 日目に発効することとされていることから、我が国を含む各南極条約協議国は、それまでに国内制度によって採択事項を担保するために必要な手続を行う必要があります。

■ 南極特別保護地区と施行規則との関係

南極条約議定書で定められた各締約国の義務について、我が国では、南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号。以下「法」という。）によって担保しています。法では、日本国民及び日本国内に住所を有する外国人等が南極地域で行う活動について、事前に環境大臣の確認を受けるべきことが規定されており、南極特別保護地区内で活動しようとする場合は、当該地区の管理計画に定められている許可条件を全て満たしていることが必要となります。

南極特別保護地区は、施行規則の別記及び別表第 6 において、各地区の名称、場所及び許可条件が定められています。

2. 今回の改正の趣旨

第 48 回南極条約協議国会議において、新たに 2 件の南極特別保護地区が指定されるとともに、13 件の既存の南極特別保護地区に関する管理計画が改定（区域の変更や認められる活動要件の変更・追加）されました。

これらの国内担保措置を講じる必要があるため、施行規則の一部改正を行います。

3. 意見募集要領

■ 意見募集対象

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要（別添 1）

■ 意見募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から同年 10 月 30 日（金）まで

※ 郵送の場合は同日必着

■ 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」による閲覧

電子政府の総合窓口「e-Gov」から資料を入手してください。

「e-Gov」 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

（〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1—2—2 中央合同庁舎 5 号館 26 階）

※入館登録が必要となりますので、事前に本資料末尾の問合せ先までお問い合わせください。

■ 意見提出方法・提出先

次のいずれかの方法で、日本語にて、意見を御提出ください。

○インターネットによる提出

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、御提出ください。

○郵送

以下の意見提出様式に沿って必要事項を御記入の上、以下の宛先まで御提出ください。

（宛先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1—2—2 中央合同庁舎 5 号館 26 階

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 宛て

○電子メール

以下の意見提出様式に沿って必要事項を御記入の上、以下のアドレス宛てに御提出ください。

(宛先) 電子メールアドレス: antarctic★env.go.jp

※ 送信の際は、★を半角@に置き換えて送信してください。

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(意見提出様式)

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 宛て

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[意見]

(注意事項)

- ・ 1つの意見フォームにつき、1つの御意見を記載してください。
- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では、使用いたしません。
- ・ 御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできかねますので、御了承ください。

4. 公布・施行期日（予定）

令和8年12月4日（金）

5. 別添資料

別添1：「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

別添2：南極特別保護地区位置図

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては、受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、『南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案』の概要』と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合

- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

問合せ先

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5521-8273

室 長 羽井佐 幸宏

生態系情報分析官 尼子 直輝

係 長 吉武 智哉

以上